

第1 審議会の結論

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条に基づいて山梨県知事が特定個人情報保護評価の再実施に当たり作成した「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務全項目評価書（案）」について点検を行ったところ、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

第2 審議経過

年 月 日	審 議 事 項
令和2年5月13日	○諮問
令和2年6月12日	○審議

第3 山梨県個人情報保護審議会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
市川 由美	元労働委員会事務局長	
大塚 ゆかり	山梨県立大学教授	
原 敏	山梨学院大学教授	※ 会長代理
堀内 寿人	弁護士	※ 会長
松本 成輔	弁護士	